

市第120号議案

横浜市港湾施設使用条例の一部改正

横浜市港湾施設使用条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年2月17日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市港湾施設使用条例の一部を改正する条例

横浜市港湾施設使用条例（昭和24年9月横浜市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項第1号中「第3条の2の許可」の次に「（緑地（港湾環境整備施設としての緑地をいう。同条、第12条の2及び第17条第2項において同じ。）に係る許可に限る。）」を加える。

第3条中「次条、」を削る。

第3条の2の見出し中「緑地」を「港湾施設」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

港湾施設において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、市長（指定管理者に管理を行わせる緑地にあつては、当該指定管理者）の許可を受けなければならない。

第3条の2第2号中「緑地」を「港湾施設」に改める。

第12条第1項第2号を次のように改める。

(2) 削除

第12条第1項第9号イ(イ)中「24メートルを超え」を削り、同号イ(ウ)を削り、同項第13号イを次のように改める。

イ 港湾労働者単身者用共同住宅

1人月額 3,000円以内において規則で定める額

第12条第1項第18号を次のように改める。

(18) 駐車施設使用料

新港ふ頭内の駐車場（乗合自動車以外の四輪自動車に限る。

）

1台1回につき1時間まで 500円

使用時間が1時間を超えるときは、超過時間30分までごとに250円を加算する。

回数駐車券を発行する場合の使用料の額は、1台1回1時間につき、当該使用料の額から4割以内の額を割り引いて規則で定める額とする。

第12条第1項第19号に次のように加える。

ウ 店舗使用料

1月1平方メートルまでごとに3,160円以内において規則で定める額

第12条第1項第20号ア中「電柱類」を「電柱、電線、変圧塔、公衆電話所、郵便差出箱、広告塔その他これらに類する工作物」に、「4,700円」を「4,600円」に、「3,200円」を「3,100円」に、「4,500円」を「4,300円」に、「150円」を「200円」に改め、同号アに次のように加える。

(ク) 共架電線その他上空に設ける線類

長さ1メートルにつき1年 20円

(ケ) 地下電線その他地下に設ける線類

長さ1メートルにつき1年 12円

(コ) 地上に設ける変圧器等の工作物

1 個につき 1 年 1,900 円

(サ) 地下に設ける変圧器等の工作物

1 平方メートルにつき 1 年 1,200 円

(シ) 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所

1 個につき 1 年 3,900 円

(ス) 郵便差出箱及び信書便差出箱

1 個につき 1 年 1,700 円

(セ) 広告塔

1 平方メートルにつき 1 年 8,500 円

(ソ) その他のもの

1 平方メートルにつき 1 年 3,900 円

第12条第1項第20号イ(ア)を次のように改める。

(ア) 埋設管

a 外径が0.07メートル未満のもの

長さ1メートルにつき1年 83円

b 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの

長さ1メートルにつき1年 120円

c 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの

長さ1メートルにつき1年 180円

d 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの

長さ1メートルにつき1年 240円

e 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの

長さ1メートルにつき1年 350円

f 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの

長さ1メートルにつき1年 470円

- g 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの
長さ1メートルにつき1年 830円
- h 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの
長さ1メートルにつき1年 1,200円
- i 外径が1メートル以上のもの
長さ1メートルにつき1年 2,400円

第12条第1項第20号ウからオまでを次のように改める。

ウ 上空工作物を設ける場合

(ア) 標識

1本につき1年 3,100円

(イ) 旗ざお

- a 催事、集会その他これらに類する行事に際し、一時的に設けるもの

1本につき1日 85円

- b その他のもの

1本につき1月 850円

(ウ) 幕

- a 催事、集会その他これらに類する行事に際し、一時的に設けるもの

1平方メートルにつき1日 85円

- b その他のもの

1平方メートルにつき1月 850円

(エ) アーチ

1基につき1月 4,200円

(オ) その他の上空工作物

a 本牧ふ頭、山下ふ頭、大さん橋ふ頭、大黒ふ頭及び南
本牧ふ頭地区

1月1平方メートルまでごとに 160円

b その他の地区

1月1平方メートルまでごとに 150円

エ つり上げクレーン、ひさしその他これらに類する工作物を
設ける場合

1平方メートルにつき1年 3,900円

オ 自動販売機を設ける場合

1月1平方メートルまでごとに 1,000円

第12条第1項第20号に次のように加える。

カ 催事、集会その他これらに類する行事に際し、露店、商品
置場その他これらに類する施設を一時的に設ける場合

1平方メートルにつき1日 85円

キ 工事用施設その他これに類する施設を設ける場合

1月1平方メートルまでごとに 850円

第12条の2の見出しを「(港湾施設における行為に係る使用料)」
に改め、同条中「緑地(」を「港湾施設(」に改め、「の各号」
を削り、同条第3号中「緑地の」を「港湾施設の」に、「新港町」
を「海岸通、新港一丁目及び新港二丁目」に、「地区内の緑地」を
「港湾施設」に改める。

第15条第2項ただし書中「港湾労働者共同住宅及び駐車場」を「
港湾労働者単身者用共同住宅及び駐車施設」に改める。

第15条の2第1項中「港湾労働者共同住宅」を「港湾労働者単身
者用共同住宅」に改め、同条第2項中「電柱類、埋設管又は公衆電

話所」を「電柱、電線、変圧塔、公衆電話所、郵便差出箱、広告塔その他これらに類する工作物又は埋設管」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第12条第1項第19号の改正規定は、平成21年6月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市港湾施設使用条例第12条第1項第20号の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

港湾環境整備施設としての店舗の使用料を新設するとともに、港湾施設の使用料を改定する等のため、横浜市港湾施設使用条例の一部を改正したいので提案する。